

# 「ふるさと納税」 のすすめ

**イ** ンターネットでふるさと納税を呼びかける自治体が増えています。ここで言うふるさととは日本国内の自治体のことです。自分が「ふるさと」と決めれば、それが「ふるさと」になります。生誕地のふるさと、少年期を過ごしたふるさと、青年期を過ごしたふるさと、心のふるさと、こだわりのふるさと、ふるさとはいくつあってもよいのです。

**所** 得税の課税所得500万円の人が5万5千円をふるさとの市町村に寄付をした場合は、そのうち5万円について所得税の所得控除として1万円（税率20%）の減税があり、同じく住民税でも5千円（税率10%）の減税

があります。残りの3万5千円について、都道府県が4割の1万4千円、市町村が6割の2万1千円の減税をします。合計5万円の減税です。

**寄** 付額の大部分が税金の前払いの性格をもつことになるので、実質負担はあまりありません。実質の負担は、5万5千円のうち、5千円を本人が、1万円を国が、1万6千円を住所地の県が、2万4千円を住所地の市町村が負います。それを享受するのがふるさとの市町村です。

**住** めば都、今居るところが一番、という人もいます。現住地こそが唯一のふるさとという人でも、現住地の市町村に寄付することには意味があります。先の金

額の例なら5万5千円のうち2万4千円を引いた3万1千円が現住地市町村の実質収入増になります。すなわち、各自治体が自らの市町村民にふるさと納税を訴えることで、財政収入を確実に増やす新たな手立てが生まれたのです。

**沖** 縄でのふるさと納税の第一号は5千円だったそうです。概観してみても、おおよそ10万円以内の寄付が多数のようです。減税効果のある寄付の限度は、5千円以上で住民税（税率10%）の1割以内ですから、課税所得金額の1%（10%の1割）というのが税効果目安といえます。

**広** く薄くが根付けば直接民主主義的寄付文化が咲くことになりそうですが、大口期待や、寄付への謝礼贈答を宣伝しているところもありますので、趣旨を踏み外さなければよいが、と不安なところもあります。

「白樺を幽かに霧のゆく音か 秋桜子」霧は、地面に近い空気がひやされ、水蒸気が凝結して小さな水滴となつて浮遊しているもので、その現象を、春は霞と言ひ、秋は霧と言ひます。山霧、川霧、夜霧等、霧は場所や時刻を演出します。酷暑期の夏休みも終わり、国税職員の定期異動から一ヶ月、ぼつぼつ本格的な税務調査が始まります。7日白露、23日秋分。



できる事でも  
できぬと思えばできぬ。  
できぬと見えても  
できると信ずるがためにできる事がある。

(文学博士 二宅雪嶺)

## 9月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○ 8月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○ 8月分個人住民税特別徴収分の納付	
○ 7月決算法人の確定申告	30日	○ 7月決算法人の確定申告	
○ 21年1月決算法人の中間(予定)申告	〃	○ 21年1月決算法人の中間(予定)申告	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。